

# 西会津町災害時避難行動 要支援者登録制度のご案内

災害が起きたときに避難の支援が必要な方の名簿を作成しております。

町では、災害が発生したり、発生のおそれがある場合に、高齢の方や障がいをお持ちの方など、支援を受けないと避難が困難な方（「災害時避難行動要支援者」といいます。）が、安全な場所に避難する際、地域で支え合い、助け合う、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指して『災害時避難行動要支援者登録制度』を行っています。



## 支援の対象となる方は？

在宅で暮らす次の方が対象となります。

- ① 要介護3～5の認定を受けている方
  - ② 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
  - ③ 療育手帳Aの交付を受けている方
  - ④ 精神障害者福祉手帳1級、2級の交付を受けている方
  - ⑤ 上記①～④に該当していないが、災害時の避難等に不安があり、登録を希望される方
- 例）高齢者世帯、要介護2、身体障害者手帳3級、療育手帳Bなど
- ⑥ 上記①～⑤の方で、支援を受けるために必要な個人情報、避難支援者等（民生児童委員・自治区・消防団・自主防災組織）及び消防署、警察署に平常時より提供することに同意する方

## 登録の方法

制度の趣旨に賛同していただける方は、『西会津町避難行動要支援者登録申請書』に氏名や緊急時の連絡先などの必要事項をご記入のうえ、提出してください。

申請に必要な書類は役場福祉介護課、奥川支所、新郷連絡所にあります。

また、町ホームページからもダウンロードできます。

《お問い合わせ先 役場 福祉介護課 電話 45-2214》 裏面もご覧ください

## 制度の流れ

1

登録申請

「登録申請書」を町役場福祉介護課又は奥川支所・新郷連絡所に提出します。

2

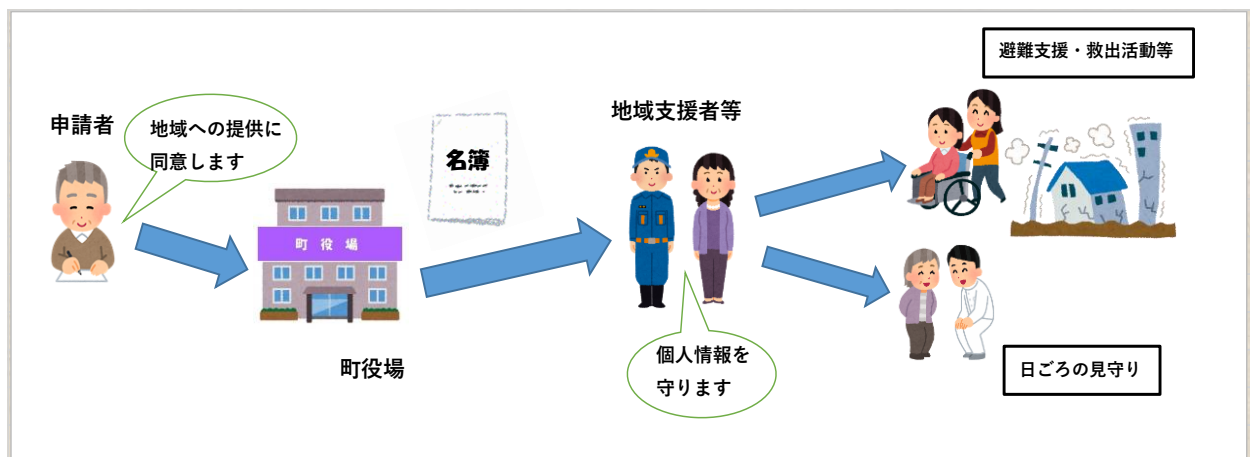
地域への情報提供

町役場から、地域支援者等(民生委員、自治区、自主防災組織、消防団)及び消防・警察署に名簿を提供します。

3

災害時の支援

いざという時に備えた日ごろの見守り活動や災害時の安否確認・避難支援に名簿を使用します。



## 登録にあたって

必ずお読みください

- ◎ 災害はいつ起きるかわかりません。『いざ』という時の備えとして、ぜひ登録してください。
- ◎ 地域のつながりを深めて、安全で安心して暮らせる地域を目指しましょう！

注) この制度における災害時の支援活動は、地域の「助け合い」のなかで、できる範囲で行っていただくものです。したがって地域支援者への情報提供により支援を受けられる可能性が高まりますが、支援者自身やその家族などの安全が前提であるため、必ず支援を受けられることを保証するものではありません。また、支援者や近隣協力者は、避難支援に関して、その責任を伴うものではありません。

《お問い合わせ先 役場 福祉介護課 電話 45-2214》